

今回のテーマ 所得税改正のポイント

平成 30 年の所得税改正の主なポイントは下記のとおりです。それぞれの適用時期にご注意ください。

1. 給与所得控除

給与所得控除額を一律 10 万円引き下げ、その上限額が適用される給与等の収入金額が 850 万円（改正前：1,000 万円）とされるとともに、その上限額を 195 万円（改正前：220 万円）に引き下げることとされました。この結果、給与所得控除額は、給与等の収入に応じてそれぞれ次のとおりとなります。

給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5 万円以下	55 万円
162.5 万円超 180 万円以下	その収入金額 × 40% - 10 万円
180 万円超 360 万円以下	その収入金額 × 30% + 8 万円
360 万円超 660 万円以下	その収入金額 × 20% + 44 万円
660 万円超 850 万円以下	その収入金額 × 10% + 110 万円
850 万円超	195 万円

2. 基礎控除

基礎控除については、控除額を一律 10 万円引き上げるとともに、合計所得金額が 2,400 万円を超える個人については、その合計所得金額に応じて控除額が逡減し、合計所得金額が 2,500 万円を超える個人については基礎控除の適用はできないこととされました。

個人の合計所得金額	控除額
2,400 万円以下	48 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下	32 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下	16 万円
2,500 万円超	0 円

3. 配偶者控除及び配偶者特別控除

配偶者控除の控除額について、居住者の合計所得金額に応じてそれぞれ次のとおりとされ、合計所得金額が 1,000 万円を超える居住者については、配偶者控除の適用はできないこととされています。

居住者の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900 万円以下	38 万円	48 万円
900 万円超 950 万円以下	26 万円	32 万円
950 万円超 1,000 万円以下	13 万円	16 万円

配偶者特別控除について、平成 30 年度改正では、対象となる配偶者の合計所得金額要件を 48 万円超 133 万円以下（改正前：38 万円超 123 万円以下）とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額区分を、それぞれ 10 万円引き上げることとされました。平成 29 年度においても一定の改正が行われています。

4. 青色申告特別控除

取引を正規の簿記の原則に従って記録している者に係る青色申告特別控除の控除額を 55 万円（改正前：65 万円）に引き下げる一方、取引を正規の簿記の原則に従って記録している者であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものに係る青色申告特別控除の控除額を 65 万円とすることとされました。

その年分に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電磁的記録の備付け等を行っていること

その年分の確定申告書等を、提出期限までに電子情報処理組織（e-Tax）を使用して行うこと
